

デイサービスセンター おさなぎ運営規程

社会福祉法人 明東会

デイサービスセンターおさなぎ運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人明東会が開設するデイサービスセンターおさなぎ（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員（以下「通所介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

2 事業の実施に当たっては、関係市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターおさなぎ
- (2) 所在地 東根市中島通り一丁目25号

（職員の職種及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名兼務
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 3名（2名兼務）
生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、通所介護等サービス計画の作成及び利用者又はその家族に対する生活相談、指導を行う。
- (3) 看護職員 2名（1名兼務）
看護職員は利用者の健康管理を行う。
- (4) 介護職員 10名（2名兼務）
利用者の生活全般の介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名

日常生活を営むのに必要な身体機能の低下を防止する指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（祝日を含む）
但し、1月1日から1月2日を除く。
- (2) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は35名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該事業が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、利用料の内、介護保険負担割合証で指定された利用者負担割合の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 入浴介護
- (3) 食事介護

2 前項のほか次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費 850円（昼食750円、おやつ100円）
- (2) おむつ代 実費
- (3) 希望によるレクリエーション、クラブ活動費 材料費の実費
- (4) 通常の事業の実施地域外の利用に係る交通費 300円（片道）
- (5) 屋外サービス提供に要する燃料費（往復）
①0～10 km 100円 ②10 km～20 km 200円 ③以下10 kmを超過するごとに100円の加算
- (6) 営業時間外預かりサービス費 550円（30分毎につき）
- (7) その他日常生活上必要となるもので利用者負担が適当と認められるもの
実費

3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、東根市、村山市、天童市及び河北町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は施設内の居室、設備及び器具は本来の用法により利用するとともに、宗教活動、他の居室への無断出入り等他の利用者に対する迷惑行動は行なわないよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 管理者は防火管理者を定め、災害対象物について災害管理上必要な業務を次のとおり行わせるものとする。

- (1) 消防計画、災害計画の作成
- (2) 消火、通報、地震及び避難の訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検及び整備
- (4) 避難、災害上必要な構造及び設備の維持管理
- (5) 地域住民との密接な連携体制の確保

2 通所介護員等は常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第13条

- (1) 事業所は、職場におけるハラスメントの内容及び職場においてハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行う。
- (2) ハラスメントに対する相談窓口を設置し、適切に対応するために必要な体制を整備する。
- (3) ハラスメント防止を図るため職員に対し、必要な研修を実施する。
- (4) ハラスメント被害者への配慮のため、行為者に対して一人に対応させない等、必要な措置を講じる。

(感染防止対策)

第14条

- (1) 事業所は、事業所内感染の蔓延防止に努め、職員の定期健康診断、感染防止対策委員会等を実施する。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備し、不測の事態により感染者が発生した場合は、適切な措置を講じ関係機関（保健所・医療機関、行政機関）と連携を図る。
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 事業所は虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

(身体拘束等)

第16条 事業所は、事業所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 通所介護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 通所介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 通所介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月12日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年12月 8日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年12月12日から施行する。

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。